

5月12日は民生委員・児童委員の日です

毎年5月12日は民生委員制度発祥の由来により「民生委員・児童委員の日」と定められています。5月12日～18日を「活動強化週間」と定め、地域住民や関係機関・団体等に広く周知し、委員活動の理解促進と充実につなげていくことを目指しています。

お困りごとがあるときは、お気軽に地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

民生委員・児童委員の連絡先は、担当にお問い合わせください。

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、無報酬のボランティアとして地域の見守りや支援活動を行っています。

日頃から地域住民の身近な相談相手となり、専門機関に橋渡しをする「つなぎ役」としての役割を果たしています。

また、民生委員法に定められた守秘義務があり、皆さんの相談内容が他のかたに伝わることはありません。

ひとりで悩まずに相談してください

こんな悩み
ありませんか？

生活の不安

- ※一人暮らしで不安
- ※高齢者二人で、何かあった時に不安
- ※災害発生時の避難が心配

お金のこと

- ※生活費がない
- ※子どもの進学費がない
- ※福祉サービスを受ける費用がない

福祉サービスのこと

- ※困っているけど、どこに相談していいのかわからない
- ※障害者手帳を申請したい
- ※配食サービスを使いたい

民生委員・児童委員
主任児童委員

市役所

社会福祉
協議会

福祉事務所

自治会

児童相談所

地域包括
支援センター

保育所
幼稚園
学校

ハロー
ワーク

福祉施設

警察
消防

医療機関

保健所

介護のこと

- ※介護ばかりで自分の時間がない
- ※介護保険はどうやって使うの？
- ※おじいちゃんのために住宅を改修したいがお金がない

子育てのこと

- ※子育てのことで相談できる人がいない
- ※子育てがうまくいなくて不安
- ※子どもをたたいてしまいそう
- ※子どもが学校に行かなくなった

ご近所で気になる
ことはありませんか？

ご近所のこと

- ※最近、〇〇さんの姿を見かけない
- ※〇〇さんの家に何日も新聞がたまっている
- ※〇〇さんが訪問販売で高額な請求をされ困っているようだ

虐待かも…

- ※〇〇さんの家の怒鳴り声と子どもの泣き声がすごい
- ※〇〇さんの子どもが何日も服を変えていない
- ※〇〇さんの年金が同居の親族に使い込まれているみたい